

厚木愛甲環境施設組合パブリック・コメント手続実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリック・コメント手続に関して必要な事項を定め、住民だれもが意見を述べることができる機会を保障し、厚木愛甲環境施設組合（以下「組合」という。）の重要な政策等の決定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、住民に対する説明責任を果たし、住民と行政との協働による開かれた組合行政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリック・コメント手続」とは、組合の基本的な政策等の策定にあたり、その政策等の趣旨、目的、内容等を住民に公表し、公表したのに対する住民からの意見及び情報（以下「意見等」という。）の提出を受け、提出された意見等の概要及び意見等に対する組合の考え方等を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 管理者

(2) 監査委員

3 この要綱において「住民」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 組合を構成している厚木市、愛川町及び清川村（以下「組合構成市町村」という。）内に住所を有する者

(2) 組合構成市町村内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 組合構成市町村内の事務所又は事業所に勤務する者

(4) 組合構成市町村内の学校に在学する者

(対象)

第3条 パブリック・コメント手続の対象は、次に掲げるものとする。

(1) 重要な基本計画の策定又は変更

(2) 組合の基本的な制度や方向性を定める条例の制定又は改廃

(3) 住民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃

(4) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が重要かつ必要な政策等であると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の掲げるものはパブリック・コメント制度を適用しないことができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 大幅な改正又は基本的な事項の改定を伴わないもの

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項の規定による直接請求により議会提出するもの

(公表の時期)

第4条 実施機関は、パブリック・コメント手続を実施しようとするときは、意思決定をする前の適切な時期に、当該政策等の案を公表するものとする。

2 実施機関は、前項の規定により案を公表するときは、作成した趣旨、目的及び背景等当該政策等の案を理解するために必要な資料を併せて公表するものとする。

(公表の方法)

第5条 前条の規定による公表は、次によるものとする。

(1) 組合ホームページへの掲載

(2) 組合事務局における閲覧

(3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認める方法

2 前項の規定にかかわらず政策等の案が相当量に及ぶ場合は、その概要を前項各号の方法により公表することとし、政策等の案全体については、組合事務局における閲覧のみとすることができる。

(意見等の提出)

第6条 実施機関は、住民が意見等を提出するために必要な期間を勘案し、30日以上を目安として意見等の提出期間を定め、政策等の案等を公表する際にこれを明示するものとする。

2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。

(1) 実施機関が指定する場所への書面の提出

(2) 郵便

(3) ファクシミリ

(4) 電子メール

3 意見等を提出しようとする住民は、原則として住所又は所在地、氏名又は名称等当該提出した者を特定できる事項を明記するものとする。

(意見等の処理)

第7条 実施機関は、住民から提出された意見等を考慮して政策等の策定の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の策定の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときは、当該修正の内容を公表するものとする。ただし、厚木愛甲環境施設組合情報公開条例(平成16年条例第

16号)第7条各号に規定する非公開情報及び公共の福祉に反するおそれがあるものは除く。

3 第5条第1項の規定は、前項の規定により公表する場合に準用する。

(意思決定過程の特例)

第8条 実施機関は、委員会、審議会その他の組合の附属機関及びこれに準ずる機関がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て行う報告、答申等に基づき、政策等の策定を行うとき、又は法令等に定める意見聴取手続を経て政策等を策定したときは、パブリック・コメント手続を行わないで政策等の策定の意思決定をすることができる。

(一覧の作成等)

第9条 管理者は、この要綱に定める手続を行っている案件の一覧を作成し、組合事務局に備え付けるとともに、組合ホームページに掲載して、これを公表するものとする。

2 前項の案件の一覧は、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 案件名

(2) 公表日

(3) 意見等の提出期限及び提出方法

(4) 問い合わせ先

(その他)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に実施機関が策定する政策等について適用し、施行の際既に立案過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。